

第8期介護保険事業計画

(令和3年度～令和5年度)

高齢者がいつまでも いきいきと幸せに暮らせる 安心な地域の実現

概要版



二戸地区広域行政事務組合

はじめに

※介護保険料について

介護保険料につきましては、平成27年度の第6期から6年間、引き上げることなく据え置いてきましたが、年々増加している介護給付費を賄うためには、保険料の引き上げが避けられない状況となっています。

このような状況の中、保険者といたしましては、できるだけ被保険者の皆様のご負担を抑えるため、可能な限りの介護保険準備基金を投入しましたが、第8期保険料の基準月額が6,714円となりました。

介護保険制度は、平成12年に始まり、高齢者の方を社会全体で支えるものです。今後も当地域のサービスを維持・継続していくために、皆様方のご理解・ご協力をお願いいたします。

1 計画の概要

わが国では、令和7(2025)年にいわゆる団塊の世代(昭和22年～昭和24年生まれ)がすべて75歳以上(後期高齢者)に、令和22(2040)年には団塊のジュニア世代(昭和46～昭和50年生まれ)が65歳以上に到達し、今後も高齢化が進行すると予想されています。それに伴い、要支援・要介護認定者や認知症高齢者、一人暮らし高齢者、老老介護世帯など、支援を必要とする人はますます増加・多様化するとともに、現役世代(地域社会の担い手)の減少といった問題が顕著化することとなります。

このような状況の中、当地域では介護や支援が必要な状態になっても可能な限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるまちづくりを実現するために、住まい・医療・介護・予防、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」を構築してきました。

以上のことを踏まえ、二戸地区広域行政事務組合では、基本理念の「**高齢者がいつまでもいきいきと幸せに暮らせる安心な地域の実現**」に向けて、今後3年間の介護保険事業の方向性を決定するための第8期介護保険事業計画を策定いたしました。

2 基本目標

地域包括ケアシステム(医療分野・福祉分野・保健分野・地域住民団体などが連携して質の高いサービスが総合的、継続的に提供されること)の深化・推進に向けた取り組みを進めます。

生きがいつくりと健康づくり

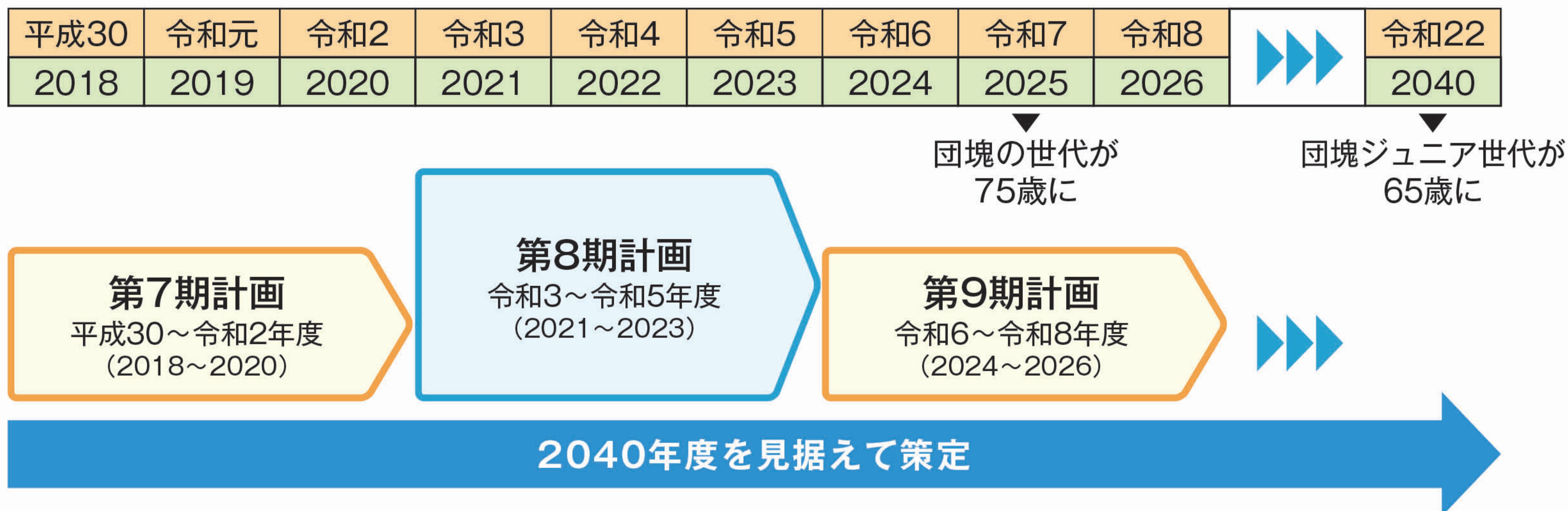
みんなで支え合う地域づくり

適正な介護サービスの提供体制づくり

3 計画の期間

計画期間は、令和3年度から令和5年度の3か年となりますが、団塊の世代(昭和22年から昭和24年生まれの方)が75歳以上となる令和7年度、団塊ジュニア世代が65歳になる令和22年度を見据えた中長期的な目標を掲げた計画となります。

●計画の期間



4 日常生活圏域について

二戸地区広域行政事務組合では、地理的な条件、人口、各市町村の行政区域、交通事情等を考慮して現在7つの日常生活圏域(二戸市は4圏域、一戸町、軽米町、九戸村は各1圏域)を設定しています。



●二戸広域の日常生活圏域

(単位：人)

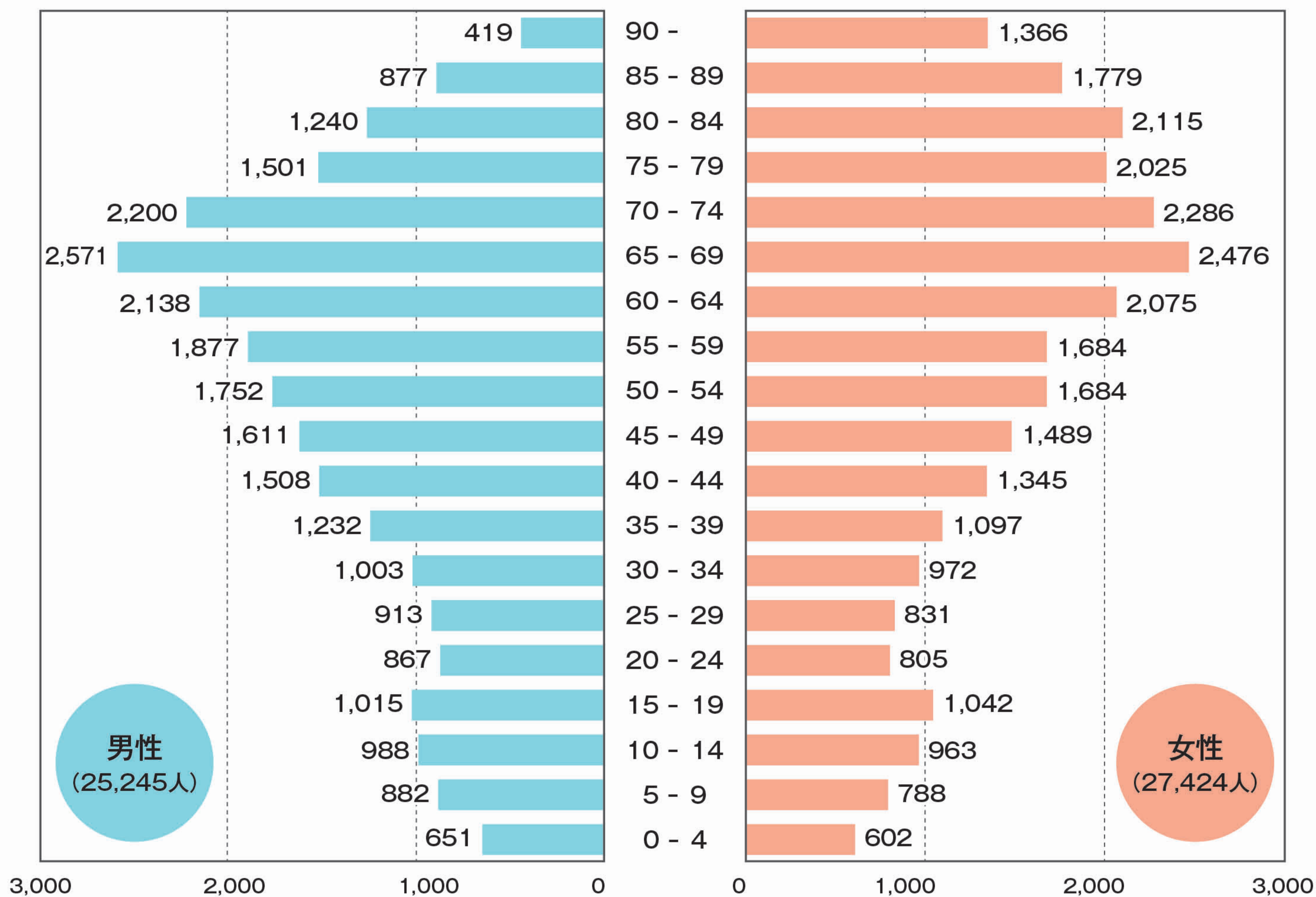
圏域名称	対象地区	人口	高齢者数	高齢化率
1 福岡・仁左平圏域	二戸市福岡・仁左平地区	9,786	3,106	31.7%
2 金田一・斗米圏域	二戸市金田一・斗米地区	6,852	2,753	40.2%
3 石切所・御返地圏域	二戸市石切所・御返地地区	5,762	2,137	37.1%
4 浄法寺圏域	二戸市浄法寺地区	3,845	1,779	46.3%
5 一戸圏域	一戸町全域	11,964	5,019	42.0%
6 軽米圏域	軽米町全域	8,827	3,616	41.0%
7 九戸圏域	九戸村全域	5,633	2,445	43.4%

※令和2年10月1日現在、住民基本台帳人口

5 二戸広域の年齢階層別人口構成

二戸広域の人口構成は、65～69歳の人口構成が最も多く、次いで70～74歳となっており、5人に2人が高齢者となっています。
 また、男女とも14歳以下の人口が少なく、将来の少子高齢化及び人口減少が予想される人口構成となっています。

●管内の年齢階層別人口構成



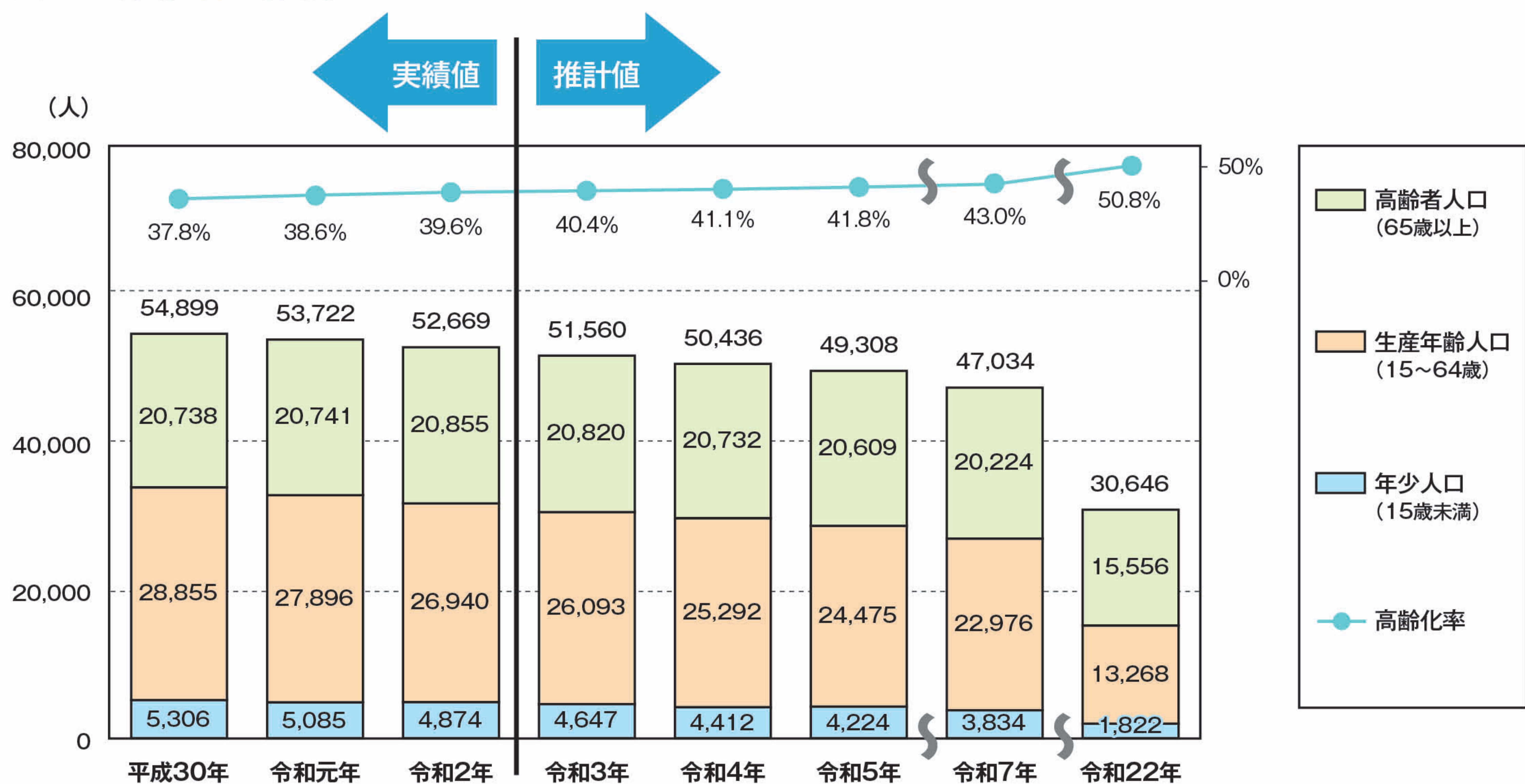
資料：住民基本台帳(令和2年10月1日)



6 人口及び高齢者の推移と推計

令和3年以降の総人口は減少傾向で推移し、令和5年の総人口は49,308人と予測されます。
 令和2年までは高齢者人口は増加傾向で推移していましたが、令和3年以降は高齢者数も減少に
 転じる見込です。

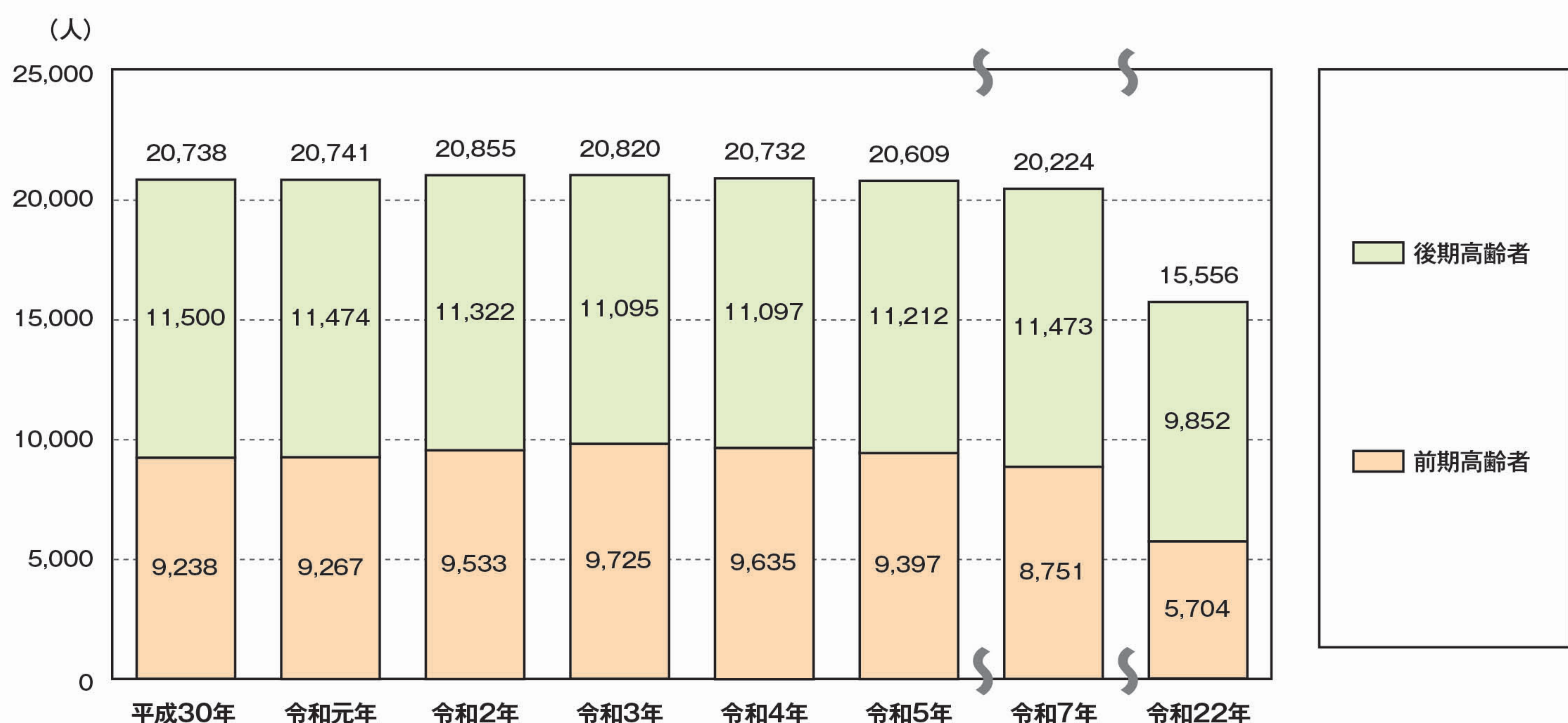
●人口の推移及び推計



資料：平成30年～令和2年は住民基本台帳 令和3年以降は住民基本台帳を基にした推計値

推計高齢者人口の前期高齢者(65～74歳)と後期高齢者(75歳以上)の比率をみると、平成30年から令和3年は前期高齢者割合の増加がみられますが、令和4年以降は、前期高齢者は減少傾向で推移し、後期高齢者は増加傾向で推移しています。

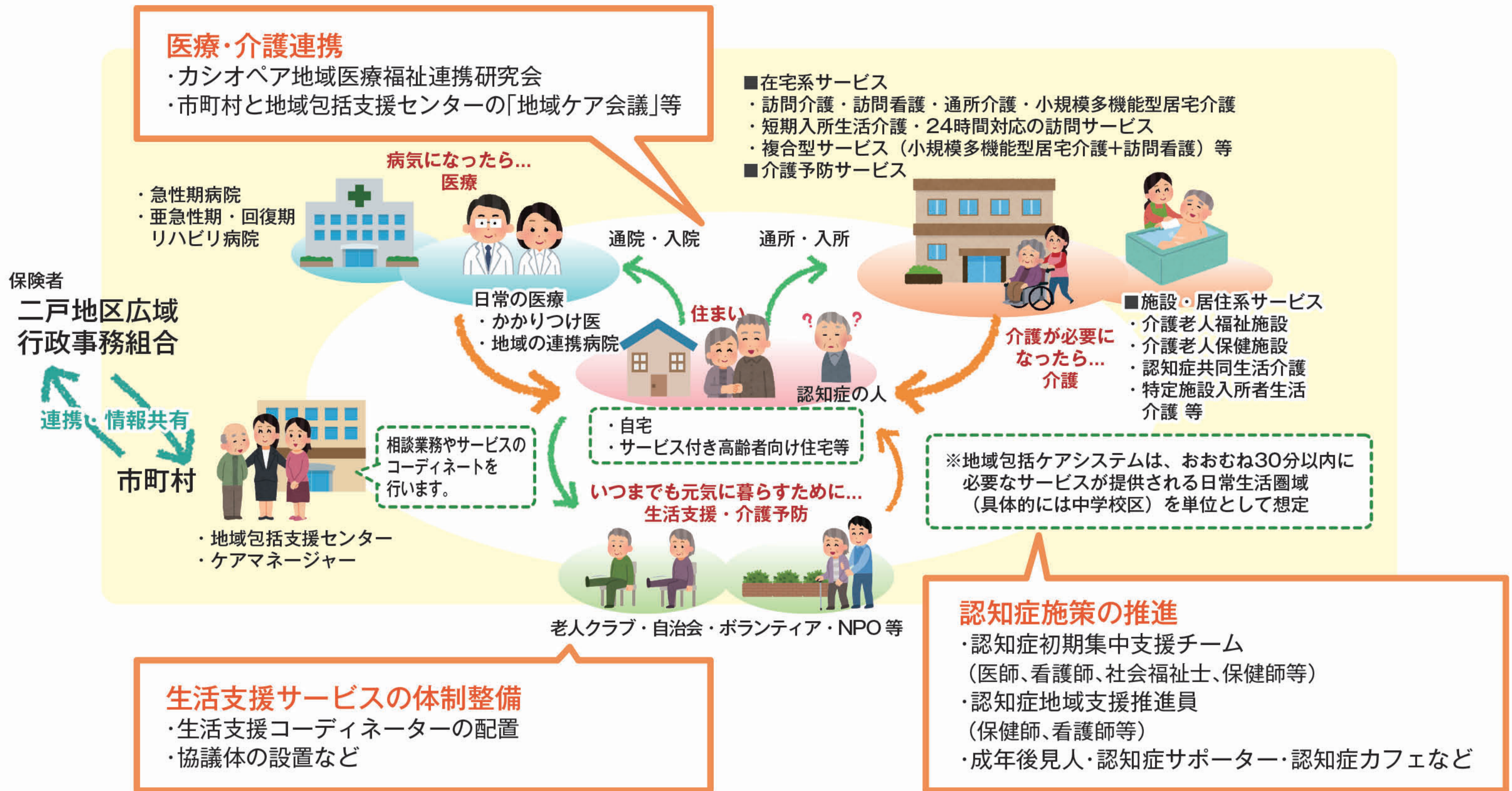
●高齢者人口の推移及び推計



資料：平成30年～令和2年は住民基本台帳 令和3年以降は住民基本台帳を基にした推計値

1 地域包括ケアシステムの深化・推進

高齢者が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の深化と推進を図ります。



2 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

(1) 自立支援・重度化防止に向けた取組の推進

高齢者が要介護状態になることを防ぎ、要介護状態になっても状態をそれ以上悪化させないようにするため、生活上の様々な課題を抱える個々の実態に即した支援を行います。

(2) 介護予防・日常生活支援総合事業の充実

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じた、多様なサービスを充実させることで、要支援者などに対する効果的かつ効率的な支援を目指しています。

3 地域における包括的な支援体制づくり

(1) 地域包括支援センターの機能強化

高齢者が住み慣れた地域で、尊厳ある生活を継続することができるよう医療や介護、保健、福祉などのサービスを適切なコーディネートに努めます。

(2) 地域ケア会議の充実

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムの基幹的役割を果たし、高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を実践します。

(3)地域における見守り体制の強化

一人暮らし高齢者、認知症の方などが、地域から孤立しないよう住み慣れた地域の中で、高齢者の生活を見守る体制を整えます。

4 医療・介護の連携の推進

医療と介護が一体的に、切れ目なく提供され、自宅や介護施設などでその人らしく生活でき、最期を迎えることができる医療・介護の提供体制の構築を推進します。

5 高齢者の権利擁護の推進

高齢者、特に認知症等により判断能力が不十分な方の権利を擁護するため、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の活用に向け、多職種が連携して権利擁護支援を推進します。

6 安定的な人員確保と養成等

介護サービスのニーズに対応するため、介護人材の量的確保と質的向上を支援します。

7 介護に取り組む家族等への支援

介護に取り組む家族介護者に対しては、生活の質の向上に対しても考慮しながら、要介護者と共に相談支援の対象として関わるよう努めます。

8 認知症の早期発見・早期対応の体制づくり

(1)普及・啓発等の関連施策の総合的な推進

認知症の人の人権が尊重され、その家族とともにできる限り住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、認知症に対する正しい知識の普及啓発を図るとともに、本人及び家族への支援を行います。

(2)認知症高齢者の地域支援体制の強化

本人や家族が、できる限り住み慣れた地域で安心して生活することができるよう、地域住民や子供たちなど様々な機会を通じて、認知症の正しい知識と理解促進のための普及啓発に取り組みます。

9 介護給付適正化計画

適切な介護サービスが提供される体制の確立と適正な介護給付を行うために「要介護認定の適正化」、「ケアプランの点検」、「住宅改修等の点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」及び「介護給付費通知」の主要5事業について取り組みます。

10 災害や感染症対策に係る体制整備

災害時に要介護高齢者等が適切に避難できるよう、災害時の避難等に特に支援を要する高齢者等の名簿情報を関係機関と共有し、災害発生時において、地域の住民が協力して避難誘導や安否確認が行える支援体制づくりに努めます。

■所得段階別保険料

保険料段階についてより所得に配慮した設定とするため、第7期に引き続き9段階としました。第1号被保険者の介護保険料は、介護保険料基準額(第5段階)を1.0として、それに対する所得段階での割合によって、個人の介護保険料が決定されます。

8 第1号被保険者の介護保険料

所得段階	対象となる方	負担割合	年額(円)
第1段階	①生活保護受給の方 ②老齢福祉年金受給者で、世帯の全員が市町村民税非課税の方 ③世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が 80万円以下 の方	軽減後 0.30 (軽減前) (0.50)	24,100円 (40,200円)
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が 80万円を超え120万円以下 の方	軽減後 0.45 (軽減前) (0.70)	36,200円 (56,300円)
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が 120万円を超える 方	軽減後 0.70 (軽減前) (0.75)	56,300円 (60,400円)
第4段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が 80万円以下 の方	0.95	76,500円
第5段階	市町村民税課税世帯であるが、本人は非課税で前年の合計所得金額と公的年金等の収入額の合計(公的年金所得を除く)が 80万円を超える 方	1.00	80,500円 (基準月額6,714円)
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円未満 の方	1.20	96,600円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 120万円以上190万円未満 の方	1.25	100,700円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 190万円以上290万円未満 の方	1.50	120,800円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が 290万円以上 の方	1.70	136,900円

第8期介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度) -概要版-

発行日 令和3年3月
発行・編集 二戸地区広域行政事務組合

〒028-6102 岩手県二戸市下斗米字細越 20-1
TEL: 0195-23-7772 FAX: 0195-23-7984
URL: <http://www.cassiopeia.or.jp/>